

京都市障害者就労施設等政策随意契約対象者名簿登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市と地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約（以下「政策随意契約」という。）を締結する相手方として選定できる障害者就労施設等の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者就労施設等」とは、次に掲げる要件に該当する個人又は法人その他団体をいう。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項第1号及び第2号に規定する施設
- (2) 法第2条第2項第3号に規定する事業所
- (3) 法第2条第3項で定める在宅就業障害者又は同条第4項で定める在宅就業支援団体
- (4) その他市長が適当と認めるもの

(名簿)

第3条 本市と政策随意契約を締結しようとする障害者就労施設等は、あらかじめ、京都市政策随意契約対象者（障害者就労施設等）名簿（以下「政策随意契約対象者名簿」という。）（様式第1号）に登録されていなければならない。ただし、京都市一般競争入札有資格者名簿に登録されている障害者就労施設等については、この限りでない。

2 市長は、政策随意契約対象者名簿をホームページその他の方法により公表するものとする。

(名簿登録の申請)

第4条 政策随意契約対象者名簿の登録を受けようとする障害者就労施設等は、政策随意契約対象者（障害者就労施設等）登録申請書（様式第2号）により市長に対し申請を行うものとする。

(登録の受理等)

第5条 市長は、前条の規定による登録についての申請があったときは、その内容が不適正である場合を除き、受理するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した後、速やかに政策随意契約対象者名簿に登録するものとする。

(変更・承継の届出)

第6条 障害者就労施設等の登録を受けた者は、登録の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

2 障害者就労施設等に係る事業が、相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継されたときは、承継後の障害者就労施設等が承継前の障害者就労施設等の登録を承継することができる。この場合においては、その旨を速やかに届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第7条 障害者就労施設等の登録に関する有効期間は、4年間の固定期間とする。

2 前項の固定期間の間に申請があった障害者就労施設等の登録の有効期間は、当該固定期間の残期間とする。

(登録の効力の停止)

第8条 市長は、契約の履行が粗雑であると認められるときその他契約に違反したなどの理由により、障害者就労施設等が本市の契約の相手方として不適当であると認められるときは、政策随意契約対象者名簿の登録の効力を停止することができる。この場合において、当該効力の停止期間については、その都度市長が定めるものとする。

(登録の取消)

第9条 市長は、障害者就労施設等の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 障害者就労施設等に該当しなくなったとき。
- (2) 契約を締結する能力を有しないとき。

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
 - (4) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 虚偽の申請その他不正な手段により第5条第2項の登録を受けたとき。
 - (7) 所得税又は法人税、消費税、本市の市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、政策随意契約対象者名簿に登録しておくことが適当でない認められるとき。
- 2 市長は、前項の第2号から第7号までの規定により登録を取り消した事業者と同一性が高いと認められるものから第4条の規定による登録の申請があった場合に、当該申請を受理しないことがある。この場合において、登録を受理しない期間については、その都度市長が定めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、政策随意契約対象者名簿に関し必要な事項は、市長が定める。

附則（平成28年1月8日決定）

(施行日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 名簿登録の申請その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(固定期間)

3 第7条第1項に規定する固定期間は、平成28年4月1日から開始するものとし、以後4年ごとに更新する。

附則

(施行日)

1 この要綱は令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（令和2年1月24日決定）

(施行日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 名簿登録の申請その他の必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

（宛て先）京都市長

年 月 日

政策随意契約対象者（障害者就労施設等）登録申請書

申請者	ふりがな			
	法人名			
	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒		
	電話番号		F A X	
	ふりがな			
代表者の職・氏名				実 印 押 印 欄

申請者は、下記事項を誓約のうえ、京都市における障害者就労施設等からの物品等の調達に係る政策随意契約対象者名簿への登録を申請します。

記

- 1 京都市障害者就労施設等政策随意契約対象者名簿登録要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項各号に該当する者でないこと。また、要綱第9条第1項各号に該当していないか、必要に応じて京都市が調査を行う際には、その調査に協力すること。
- 2 法令の規定により、政策随意契約の対象となる事業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- 3 本申請書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申請書に違反したことにより、京都市と締結した契約を解除されても異議を申し立てないこと。また、これらにより損害が生じた場合であっても、京都市に対して何らの請求も行わないこと。

受注可能役務（印刷、清掃等）

受注可能物品（クッキー、パン等）

（注1）京都市の政策随意契約対象者名簿に登録した情報は、京都市情報館等に掲載します。
 （注2）複数の事業所を運営している法人で、かつ、京都市との契約において契約行為に関する権限等を事業所に委任する場合は、委任状（様式第2-2号（要綱第4条関係））の受任者欄に委任する事業所名・所在地名等を御記入ください。

（宛て先）京都市長

委 任 状

申 請 者	ふりがな				実 印 押 印 欄
	法人名				
	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒			
	電話番号		F A X		
	ふりがな				
	代表者の職・氏名				

申請者は、京都市との政策随意契約締結に当たり、次の者に対し委任事項欄に記載の権限を委任いたします。
また、見積り、契約の締結、変更及び解除並びに代金の請求及び受領その他契約の履行に関する書類に使用する印鑑を届けます。

受 任 者	ふりがな				【委任事項】 (受任者が担当している業務に限る) 1 見積りについて 2 契約の締結について 3 代金の請求及び受領について 4 その他の必要書類作成について
	事業所名				
	所在地	〒			
	電話番号		F A X		
	ふりがな				
	受任者の職・氏名				使用印鑑 押印欄

受注可能役務（印刷、清掃等）
受注可能物品（クッキー、パン等）

(注1) 京都市の政策随意契約対象者名簿に登録した場合、委任状に記載の情報は、京都市情報館等に掲載します。
 (注2) 複数の事業所を運営している法人で、かつ、京都市との契約において契約行為に関する権限等を事業所に委任する場合、受任者欄に委任する事業所名・所在地等を御記入ください。